

秦野本町サッカー少年団 後援会規約

第1章 総 則

- 第1条(名 称) 本会は、秦野本町サッカー少年団(以下、団という)後援会と称す。
- 第2条(事務局) 本会の事務局は、代表宅に置く。
- 第3条(目 的) 本会は、団の目的に従い、スポーツを通じ、青少年の心身の健全な活動を援助し、豊かな人間性の育成を図る。
- 第4条(活 動) 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
イ・団活動のための財政的援助。
ロ・団運営に必要な保護者相互の連絡、親睦を図るための活動。
ハ・その他、団・後援会の目的達成に必要な活動。

第2章 会 員

- 第5条(構 成) 本会は、当団に入団した児童の保護者及び当会の活動目的の賛同者で構成する。
- 第6条(後援会への加入) 本会への加入は、児童の入団手続きと同時に、別に定める会費の納入をもって完了する。

第3章 役員・組織

- 第7条(役 員)本会には、次の役員を置く。
・代表(会長)1名 ・会計 1名 ・役員 数名
・広報 数名 ・会計監査 1名
イ・代表は、会務を統轄する。
ロ・会計は、金銭を正確に管理し、年度末に監査を経て、決算報告をする。
ハ・会計監査は、会計を監査する。
ニ・広報は、活動記録等をもとに広報誌を発行し、団員、会員に活動状況を周知する。
ホ・役員は、団活動全般にわたり、積極的に協力する。
ヘ・役員会は、代表が必要と認めた時期に開催する。
- 第8条(役員選出) 前条の役員は、会員間で互選する。
- 第9条(任 期) 本会の役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。
- 第10条(会 計) 会計については、別途、細則に定める。

細 則

- 第1項(会計) 本会の会計は、会費、寄付金、その他をもってこれに当てる。
- 第2項(会費) 会費は、1ヶ年6,000円とし、中途退会者には、返金しない。
- 第3項(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。
- 第4項(慶弔費) 団員及び指導者の慶弔に関しては、別に定める内規による。
- 第11条(改 正) 規約及び細則の改正は、本部で立案し、後援会員の承諾を得る。
附則 本規約は、平成19年4月1日より施行する。